

## 合併処理浄化槽事業 のお知らせ

住宅・併用住宅(居住部分が全体の2分の1以上の浄化槽(市町村設置型浄化槽))

平成25年度に事業を実施される場合は7万円の設置奨励補助金があります。

町が浄化槽を設置し、使用料を財源に、維持管理を実施します。

### ●対象

居住用の住宅の浄化槽であること(事業用住宅は除く)。

### ●設置分担金

- ・5〜10人槽 25万円

## 上水道加入の皆さんへ

5月に実施した水道水の水質検査の結果は、次のとおりです。

| 検査項目                  | 水質基準        | 検査結果       |
|-----------------------|-------------|------------|
| 一般細菌                  | 100CFU/ml以下 | 0CFU/ml    |
| 大腸菌                   | 検出されないこと    | 検出せず       |
| シアノバクテリア及び塩化シアノ       | 0.01mg/l以下  | <0.001mg/l |
| 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素         | 10mg/l以下    | 0.81mg/l   |
| シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/l以下  | <0.004mg/l |
| 塩素酸                   | 0.6mg/l以下   | <0.06mg/l  |
| クロロ酢酸                 | 0.02mg/l以下  | <0.002mg/l |
| クロロホルム                | 0.06mg/l以下  | 0.008mg/l  |
| ジクロロ酢酸                | 0.04mg/l以下  | <0.004mg/l |
| ジプロモクロロメタン            | 0.1mg/l以下   | 0.005mg/l  |
| 臭素酸                   | 0.01mg/l以下  | <0.001mg/l |
| 総トリハロメタン              | 0.1mg/l以下   | 0.027mg/l  |
| トリクロロ酢酸               | 0.2mg/l以下   | <0.02mg/l  |
| プロモジクロロメタン            | 0.03mg/l以下  | 0.007mg/l  |
| プロモホルム                | 0.09mg/l以下  | 0.007mg/l  |
| ホルムアルデヒド              | 0.08mg/l以下  | <0.008mg/l |
| 塩化物イオン                | 200mg/l以下   | 11.7mg/l   |
| 蒸発残留物                 | 500mg/l以下   | 69mg/l     |
| 有機物(TOC)              | 3mg/l以下     | 0.8mg/l    |
| PH値                   | 5.8~8.6     | 7.2        |
| 味                     | 異常でないこと     | 異常なし       |
| 臭気                    | 異常でないこと     | 異常なし       |
| 色度                    | 5度以下        | <1度        |
| 濁度                    | 2度以下        | <0.1度      |

閩地域整備課

☎72-6936

- ・11人槽以上

別途ご相談ください。

### ●浄化槽使用料

- ・5人槽

3,465円/月

- ・7人槽

4,725円/月

- ・10人槽

5,040円/月

- ・11人槽以上

別途ご相談ください。

※管理の内容は浄化槽の保守点検、清掃(汚泥抜き取り)、法定検査を含みます。

事業所・店舗等の浄化槽(個人設置型浄化槽)

合併処理浄化槽の設置費用の一部を助成します。

### ●対象

事業所、店舗、など事業用の浄化槽(50人槽以下)であること(店舗併用住宅の場合、居住部分が全体の2分の1未満の浄化槽であること)。

※事前に補助申請をし、事業完了後、補助金を交付します。

※維持管理は、設置者の責任で行っていただきます。

詳しくは広報おのまち5月号をご覧ください。

閩地域整備課

☎72-6936

## 食品等の放射能測定結果

町で実施している簡易検査およびゲルマニウム半導体放射能測定器による検査結果をお知らせします。

### 簡易測定器による測定結果



#### ■基準値を超えたものの内訳

| 月 | 検体数 | 検体名                   | 測定結果(Bq/kg)         |
|---|-----|-----------------------|---------------------|
| 5 | 5   | こしあぶら<br>タラの芽<br>シイタケ | 103.6<br>5<br>264.6 |

#### ■基準値未満または検出限界値以下のもの

| 月 | 検体数 | 検体名       |
|---|-----|-----------|
| 5 | 4   | ゼンマイ、シイタケ |

### ゲルマニウム半導体放射能 測定器による測定結果



#### ■基準値を超えたものの内訳

| 月 | 検体数 | 検体名 | 測定結果(Bq/kg) |
|---|-----|-----|-------------|
| 5 | 0   | —   | —           |

#### ■基準値未満または検出限界値以下のもの

| 月 | 検体数 | 検体名     |
|---|-----|---------|
| 5 | 21  | 水道水     |
|   | 7   | 井戸水、引き水 |
|   | 12  | 一般食品    |

※食品以外の検体については、結果に含まれていません。